

# 学生生活について

## 1. 学習支援

### ■チューター

- ① 本学では学生の学習支援のために、学生個人個人にチューターを配置しています。いわゆる担任制度ですが、学生からの相談を日常的に受けています。
- ② チューターの役割は、主に、1年生は大学生活への速やかな順応の援助、2年生は大学生生活の活性化への援助、3・4年生は次のステージへ踏み出す準備の援助です。また、学年初めに履修登録に関する指導がありますので、新年度の学習についてよくチューターと相談して適切な授業時間割を作りましょう。
- ③ 日常においても相談がある場合には、直接チューターに連絡してください。

### ■教員オフィスアワー

- ① 学生からの質問・相談に応じるため、本学では、専任教員が待機する時間（オフィスアワー）を設けています。
- ② 非常勤教員は、メールによって質問等を受け付けています。

### ■学生サポート

本学の事務組織においては、学業面等をサポートする教務部、生活面等をサポートする学生部と、進路面をサポートするキャリア支援部、留学等へのサポートを行う国際交流部、そしてキリスト教教育部があります。これらの部署は、すべてCROSSLIGHT1階フロアにあります。

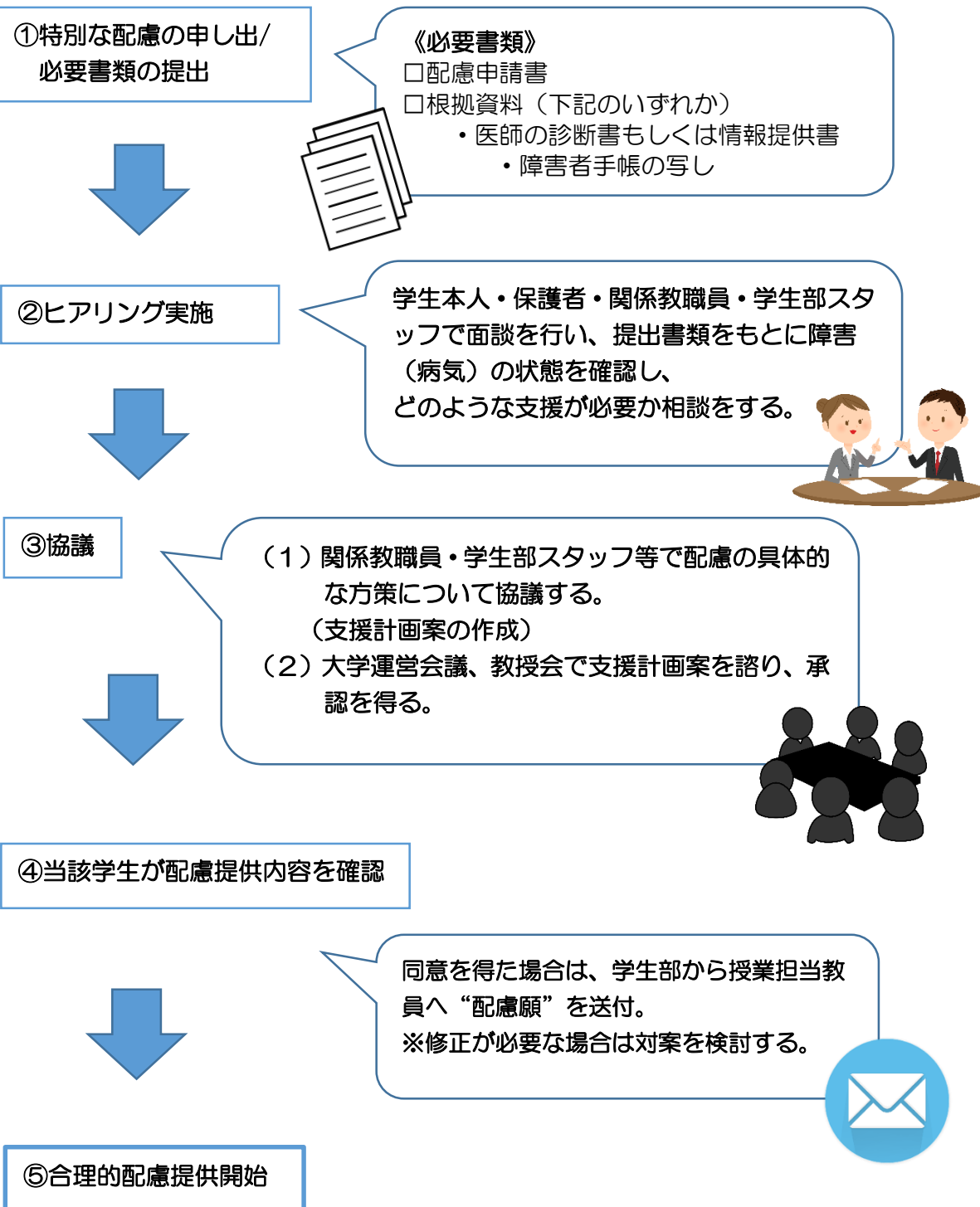
### ■学生生活に関する相談

- ① 学生生活で不安や心配はつきものです。本学にはチューター制度がありますので、何かあればまずはチューターに相談してみてください。
- ② 相談内容は、勉強のこと、友人や家族との人間関係、将来のこと、人生や信仰についての問題など、どのようなことでもかまいません。
- ③ 本学にはチューター以外にも学生の皆さんをサポートし、相談できる場所があります。学生部では、奨学金、寮やアパートなどの住まいの相談、大学に連絡があったアルバイト募集の掲載などに対応しています。各クラブにはそれぞれクラブ顧問の教員がいますので、クラブ内での問題についてはまず顧問教員と相談してください。
- ④ 教務部では、単位の取り方や学習方法についての相談にも応じています。キャリア支援部では、卒業後の進路や就職へ向けた在学中のキャリア形成や教員採用試験合格に向けた学習全般についてサポートしています。これ以外にもあってはならないことですが、万が一学内でセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントが生じている場合には、ハラスメント防止対策委員会が相談窓口となって問題解決を図ります。
- ⑤ 生き方や信仰についてはキリスト教教育部に相談してみてください。身体や健康に関することは保健室で相談できますし、専門的なところのケアを受けたい場合には「学生こころの相談室」でカウンセラー（臨床心理士）が相談に応じています。相談内容については秘密を厳守しますので、安心してください。カウンセリングは保健室で予約ができます。

### ■修学等に係る配慮を希望する場合

梅光学院大学では、障害や病気のために修学等に係る特別な措置や配慮を希望する人に対して相談を受け付けています。修学等に係る配慮を希望する人は、学生部に相談してください。

## 【合理的配慮提供の流れ】



※合理的配慮提供後、必要に応じて面談を行い、配慮の状況確認や再調整を行う。

<参照>

文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm)

## ■オリエンテーション・ガイダンス

- ① 全学年を対象として履修ガイダンスが新学期開始前に開催されます。
- ② チューターとの履修等に関する面談も行われます。

## 2. 図書館の利用

### ■開館時間（HPでご確認ください）

|       |             |                          |
|-------|-------------|--------------------------|
| 月～金   | 8：50～18：30  | （1F閲覧スペースは、21時まで開放しています） |
| 土     | 10：00～16：00 | （1F閲覧スペースは、20時まで開放しています） |
| 長期休暇中 | 9：30～16：30  | （長期休暇中の土曜日は、基本閉館します）     |

### ■休館日

- ① 日・祝日、長期休暇中の館内整理日（夏季・春季）
- ② 定例休館日（毎月1日、土日になる場合は次の月曜日）  
※変更がある場合は、掲示およびホームページでお知らせします。

### ■館内規律

- ① 館内の設備・図書を大切に扱いましょう。
- ② 1階では、蓋つきの飲み物を飲んだり、談話をしても構いませんが、その他の場所では飲食・談話は禁止です。また全館で、携帯電話の使用を禁じます。

### ■利用手続き

- ① 入館の際は、学生証をカウンターで提示してください。一時退館後に再入館する際にも学生証の提示が必要です。
- ② 学生証を忘れた場合は、本人確認のためお名前・学籍番号をおたずねします。
- ③ 貸出手続きを済ませていない図書の持ち出しはできません。

### ■館内閲覧

- ① 図書は大部分が開架式になっていますので、自由に閲覧ができます。
- ② 閲覧したい図書が見つけれなかった場合には、カウンターに申し出てください。
- ③ 雑誌のバックナンバーや紀要類は別置していますので、カウンターに申し出てください。

### ■貸出・返却

- ① 貸出・返却はカウンターでも自動貸出返却機でも可能です。借りたい図書と学生証をご準備ください。延滞本があると自動貸し出し機の使用はできません。
- ② 貸出可能冊数と期限  
学部生 5冊 1週間  
大学院生 10冊 1か月
- ③ 参考図書など禁帯出図書は貸出できません。
- ④ 雑誌貸出の期限は1週間です。
- ⑤ 貸出期限を過ぎると延滞した日数分、貸出禁止となります。（最長30日）
- ⑥ 貸出期限内であれば、1回だけ更新貸出ができます。更新したい図書と学生証を持参して、カウンターに申し出てください。ただし予約の入っている場合は、更新ができません。
- ⑦ 卒論・レポート・実習等で長期貸出を希望する場合は、ご相談ください。

### ■購入リクエスト

図書館に備えてほしい図書がある場合には、所定用紙に記入しカウンターに申し出てください。館内で検討し、購入するものについてはお知らせします。

#### ■相互貸借と文献複写

他図書館との相互貸借と文献複写依頼のサービスを行っています。カウンターにご相談ください。

#### ■レファレンス業務

文献検索などについて困った時は、助言をする(レファレンスサービス)ことができます。遠慮なくご相談ください。

### 3. 学生心得

#### ■マナーを守りましょう

- ① 学生心得をよく読み、本学の学生に相応しい振る舞いをしてください。
- ② エレベーター使用は、身体が不自由な人を優先してください。
- ③ 教室にある机や椅子を移動した時は座席配置図を参照し、元の場所に戻してください。
- ④ 学内では積極的に挨拶をしましょう。
- ⑤ 早寝早起きを心がけ、生活のリズムを整えましょう。生活習慣を確立することは疲労回復を促進し、精神的・体力的にも疲れにくくなります。健康に生きていくためには、様々な栄養素が必要です。毎日三食きちんとバランスのよい食事を摂ることは、体調を整え、病気を予防することにつながります。
- ⑥ アパートや寮で出る家庭ごみは、自治体のゴミ出しマニュアルにしたがって出してください。

#### ■学生の迷惑行為について

大学周辺施設及び大学構内での迷惑駐車(自転車・バイク含む)、大学構内の所定の喫煙所以外での喫煙行為、横断歩道のない道路での危険な横断行為、CROSSLIGHTのカフェレストラン以外での飲酒行為等の迷惑行為について、本学では「懲戒規程」に基づき、注意を3回受けた学生には訓告を行い、訓告後の改善がなかった場合は1週間の停学処分を行います。社会人としての自覚と責任をもって行動してください。

#### ■学生証

- ① 学生証は、常に携帯してください。有効期間は、入学日から卒業時までの4年間です。
- ② 学内では、期末試験の受験、諸証明の交付、図書館の入室、本の貸出などで必要となります。また学外では、学生割引等において求められる身分を証明するものです。
- ③ 学生証を紛失した場合は、直ちに「学生証再交付願」を準備してください。「学生証再交付願」はUNIPA 掲示画面「マニュアル」の「申請書様式のダウンロード・申請方法」よりダウンロードできます。指示に従い再発行をしてください。
- ④ 学生証は、他人に貸してはいけません。また本学の学籍を離れた場合には直ちに学生部に返却してください。

#### ■各種証明書交付

在学証明書、成績証明書などの証明書の交付申請は、UNIPA のメニューバー「施設予約・申請関連」より申請できます。原則2日後の発行になります。余裕をもって申請してください。学生部で行います。

#### ■通学定期券

- ① 通学定期券購入前に、インフォメーションで「定期券購入申込書」を受け取ってください。
- ② 利用交通機関ごとに渡す書類が違います。内訳は次のとおりです。JR 西日本(通学証明書と定期乗車券購入申込書)、JR 九州(通学証明書兼定期乗車券購入申込書)、サンデンバス(定期券購入申込書又は学生フリー定期購入申込書)、西日本鉄道バス(学生定期券

申込書)、北九州モノレール(通学定期券購入申込書(兼 通学証明書))

#### ■学割証(学生旅客運賃割引証交付願)

- ① 学割証の交付は、UNIPA のメニューバー「施設予約・申請関連」より申請できます。片道 100km 以上を対象とします。
- ② 学割証は、原則として 1 回の申請で 2 枚まで発行します。
- ③ 学割証の不正使用は、個人ばかりではなく、本学がもっている恩恵を失う事態も生じる場合もあります。十分に注意してください。学割証を紛失した場合には、直ちに学生部に連絡してください。

#### ■自転車・バイク通学

- ① 自転車やバイク通学は、許可制です。希望する学生は、UNIPA 掲示画面「マニュアル」の「申請書様式のダウンロード・申請方法」よりダウンロードできます。学生部に申請してください。
- ② 自転車通学を希望する場合は、所定の申請書、誓約書及び自転車防犯登録番号の記載書類及び自転車保険(傷害及び賠償)証書等の写しを添付し、学生部に申請してください。
- ③ バイク通学を希望する場合は、所定の申請書、誓約書及び下記の書類を学生部に提出してください。
  - ・運転免許証の写し(コピー)
  - ・自動車損害賠償責任保険証書の写し(コピー)
  - ・任意の自動車損害賠償保険証書の写し(コピー)
  - ・自動車検査証の写し(コピー)(250 cc以上に限る)
- ④ 許可後は登録シールを自転車やバイクに貼って所定の駐輪場に置いてください。
- ⑤ 許可期間は、1 年間(4 月から翌年 3 月まで)です。特に変更がなければ自動更新します。
- ⑥ 駐車及び自家用車の使用について、禁止事項に記載の内容も必ず確認をしてください。

#### ■学籍情報(現住所・帰省先住所変更、電話番号、改名(姓)、本籍地及び保証人に関すること)の変更等の異動があった場合

- ① 現住所・帰省先住所変更、電話番号の変更等があった場合には、早急に UNIPA で手続きしてください。以下は申請手続きの流れです。  
UNIPA の「個人情報」⇒「学籍情報変更申請」にて申請 ⇒ 学生部で確認及び承認 ⇒ 学生へ承認の通知 ⇒ 手続き完了
- ② 大学からの通知等は、登録されている住所等に送付されますので、行き違い等を避けるためにも異動等が発生した時には、速やかに届け出てください。
- ③ 改名(姓)、本籍地、保証人に関する事の変更があった場合は、UNIPA 掲示画面「マニュアル」の「申請書様式のダウンロード・申請方法」よりダウンロードできます。学生部に申請してください。

#### ■集会、合宿、印刷物の発行その他

- ① 学生が学内において集会を開くときは、UNIPA で教室予約の申請をしてください。受付は学生部で行います。
- ② 学生が合宿を行うときも前項と同様です。「保護者承認書」を学生部に提出してください。
- ③ 学生が学内における印刷物の発行、配布、販売、署名運動、募金及びこれに類する行為をしようとするときは、印刷物、物品配布、販売願を学生部に提出し学長の承認を得てください。

#### ■掲示・放送

- ① 本学の告示や通達事項は、UNIPA 掲示板及びデジタルサイネージで行います。なお、緊急の場合は学内放送によって伝達することもあります。
- ② 学生の学内放送利用は学生部職員の許可と指示に従って行ってください。

- ③ 学生の課外活動等に関する掲示は、学生部に相談してください。UNIPA 掲示板及びデジタルサイネージを利用し掲示とします。

#### ■施設・器具の使用

- ① 学生が課外活動及びその他の集会（私的、個人的なものも含む）などで学内の施設または設備を使用するときは、「学内集会及び施設使用願」申請の手続きをしてください。受付は学生部で行います。
- ② 承認された施設・設備のうち特殊なものに関しては、別に定める使用規程に従って相当の使用料金を申し受けることがあります。

#### ■団体の結成・更新

- ① 学生が団体を結成しようというときは、「学内団体設立承認願」を学生部に提出し、学長の承認を得る必要があります。
- ② すでに結成した団体が引き続きその活動を行うときは、毎年 4 月末日までに、「学内団体更新承認願」を学生部に提出し、学長の承認を得る必要があります。なお、承認事項に変更のあった場合には、ただちに承認を受ける必要があります。

#### ■団体旅行

学生が団体旅行、ハイキングなどを計画する場合は、顧問及び責任者を定め、「学外活動及び集会願」の申請手続きをしてください。宿泊が伴う場合は「保護者承諾書」を全員分と一緒に学生部で受け付けます。

#### ■対外活動

- ① 学生が本学を代表して学外の集会、団体への出席、加盟をしようとする場合、あるいは学外において印刷物の発行、配布、署名運動、募金及びこれに類する行為をしようとするときは、「学外活動及び集会願」の申請手続きをしてください。学生部で受け付けます。
- ② 学生が前項①の出席、加盟又は行為を行おうとする場合、主催団体からの文書による案内や願出の添付が必要です。また、毎学年初めに加盟届の更新が必要です。
- ③ 学内の団体が、学外の団体と交渉を持つ場合、次の三原則の厳守が求められます。(a) 政治的中立、(b) 内部不干涉、(c) 学内ルールの優先

#### ■禁止行為

- ① 本学の目的に反し、又は学内の秩序を乱す恐れがあると認められる学生の行為は、禁止します。
- ② 前項①の規定による禁止行為を行うと認められる学内団体の結成及び学外団体への加盟は禁止します。
- ③ 対外試合やコンクールなど、学外における活動や授業などでの無用な自家用車の使用は禁止します。
- ④ 法律的に認められた年齢であっても CROSSLIGHT のカフェテリア以外での飲酒は全面禁止します。
- ⑤ 本学では学生のキャンパス内への車輛乗り入れを原則禁止しています。大学の近隣の施設などへの迷惑駐車もいけません。迷惑駐車をした学生は処分を受けることになります。
- ⑥ 本学では、対外試合やコンクールなどの学外活動や学外授業などでの自家用車の使用も禁止しています。

#### ■印刷物・物品の販売・配布について

学内で印刷物や物品を販売・配布する等、学生の営利目的の行為は、次の場合を除き行うことができません。

- ・大学祭 T シャツ（売上金は、大学祭の運営資金の一部に充てます。特定の団体の利益になるような使い方はできません）。
- ・部・サークル活動の成果：文芸誌、同人誌などの作品集（大学祭のバザーで販売する場合

は、企画書にその旨を明記します)。部・サークル活動の成果を発表する演奏会・展覧会・発表会などのチケット。

- ・授業で作成した文集など。

#### ■定期健康診断

- ① 本学では、学校教育法、学校保健安全法、感染症法などにもとづいて健康診断を行っています。毎年必ず受診してください。
- ② 健康診断を受診していない場合は、「身体に関する証明書」が発行できませんので注意してください。

#### ■喫煙

- ① 大学の敷地内は、指定された喫煙所以外での喫煙を禁止します。
- ② 喫煙は自分自身の健康を害する可能性がある行為であり、改正健康増進法により、望まない受動喫煙防止対策のため、指定場所以外の喫煙は法律違反となります。

#### ■学生寮（スタージェス寮）

- ① 本学には、学内に学生寮（スタージェス寮）があります。入寮は、入学時に決められています。
- ② 寮生活の細則は、次のとおりです。
  - (ア) 起床：午前7時
  - (イ) 礼拝：朝拝午前8時（夕拝とする場合もあります）
  - (ウ) 消灯：原則として午後11時
  - (エ) 朝夕の食事：食堂にて平日のみ提供あり（土日祝日、長期休暇中は除く）
  - (オ) 朝食：午前7時半から9時半まで。
  - (カ) 夕食：午後5時から7時まで。
  - (キ) 清掃：朝食前に定められた場所を責任をもって行う。掃除当番区域割り当ては、フロア長が計画する。
  - (ク) 入浴：午後6時より午後10時50分まで。特別外出者のみ午後11時30分まで。
  - (ケ) 電気利用：部屋のコンセントは、スタンド、パソコン、プリンター、携帯の充電程度にとどめ、電熱器具類等は、使用しない。アイロンは所定の場所で使用する。
  - (コ) ガス利用後は、必ず元栓を閉める。
  - (サ) 洗濯：所定の場所で行う。
  - (シ) 食堂の食器や寮内の諸器具は、自室に持ち込まない。必要な時は、寮監の許可を得て使用する。

## 4. 課外活動

#### ■委員会

学友会、大学祭実行委員会、宗教委員会、生協学生委員会（CAN）、クラブ委員会

#### ■サポーター

##### BUCHI サポーター

BUCHI サポーターには、「光の子の、光の子による、光の子のためのサポートをしよう！」という前提があります。BUCHI サポートは、新しい光の子(新入生)が、ぶち気持ちよく、ぶちスムーズに大学での新生活を始められることができるように、先輩が後輩にエールを送る活動です(新入生応援サポート)。新入生自身が大学生活で生じる様々な問題の解決に向かっていけるように、一足早く大学生活を経験し、同じ経験を共有する先輩として、後輩たちと同じ視点に立って支援することがBUCHI サポーターの目指す支援活動です。



### 留学生サポーター

留学生サポーターは、本学の全ての留学生が日本の大学生生活に少しでも早く馴染めるよう支援をする団体です。日本文化の体験や留学生バスハイクなどを企画し、日本人と留学生、また留学生と留学生の交流の機会を増やす活動を行っています。留学生との異文化交流を通してサポーター自身の成長にもなります。また、国際交流をより深めたいという意欲を持った学生を募り、留学生バディ（短期留学生の相棒として1対1のサポートをする）という支援も行っています。留学生が大学生生活で生じる問題に寄り添い解決に向かって支援することが留学生サポーターの目指す支援活動です。

### 図書館サポーター

図書館サポーターとは、学生目線で図書館をより良くするために職員と協働で活動する団体です。最近では館内の展示コーナーに力を入れ、中でも人気なのは「先生のおススメ本」コーナーです。参加先生の人数は2回目で14人になりました。先生方におすすめ本とコメントを書いてもらい、図書館サポーターが楽しいポップを作り展示をします。このような活動を学外にも発信する事が大きな特徴です。学生協働シンポジウムや、図書館総合展で行われる学生協働サミットにも参加しており、活動報告を通じて全国の大学生と交流しています。

### 博物館サポーター

博物館サポーターは、学生目線で展示・調査・情報収集をして「活きた博物館づくり」を推進する支援団体です。梅光学院147年の歴史で集積した国内外の貴重な資料なども身近に体感できます。本学博物館の展示設営・展示解説をはじめ、山口県域の博物館を訪問する自主研修、地域主催の文化財・アート活動に協働参加、フィールドワーク成果の展示公開なども行っています。博物館サポーターは、双方向による最新の学術情報発信を目指し活動しています。

#### ■部（文化系）

演劇研究部、茶道（表千家）部、書道部、吹奏楽部、セシルコール、ハンドベル部、美術部、文芸部、漫画研究部、放送研究部（BBC）、写真部、フォークソング部、ESS

#### ■部（体育系）

バスケットボール部、バドミントン部、バレーボール部、よさこいダンス部、フットサル部、剣道部、軟式野球部、ソフトボール部

#### ■サークル（文化系）

キリスト教学生会（KGK）、短歌研究、幸せハッピーCompany「おにぎり」

#### ■サークル（体育系）

ダンス、陸上競技、



## 学生周知事項

### 1. 開館時間

■平日：8:30～21:30

■土曜日：10:00～20:00

平日の夜間（17:00～22:00）並びに土曜日（10:00～20:00）に警備員が学内を巡回、警備しています。万が一夜間または土曜日に学内で緊急事態が発生し、教職員が不在であった場合は警備員へ報告してください。警備員は CROSSLIGHT のインフォメーションで警備しているか、館内を巡回しています。巡回中はインフォメーションカウンターに緊急連絡先が表示されています。

### 2. 教職員について

教職員は、CROSSLIGHT 1F にいます。インフォメーションから内線に電話をかけることができます。

### 3. CROSSLIGHT インフォメーションについて

■受付時間：平日：8:30～16:30

■各種証明書・学生旅客運賃割引証交付願（学割）の受取、定期券、学生証再発行、仮学生証、鍵の貸出、忘れ物・落とし物などに対応します。他、困ったことがあった場合などはインフォメーションに相談してください。

### 4. 教室について

■CROSSLIGHT の教室表記は「CL-O」です。例：CL-A 呼び方：エリアA

- ・机や椅子を移動した場合は、必ず元の位置に戻してください。
- ・各教室には優先席があります。安心して使えるよう配慮してください。

■授業外の教室予約

- ・UNIPA で教室予約をしてください。
- ・調理室の利用は、担当教職員に申出て予約してもらってください。